



鳥取県公報

平成 18 年 11 月 10 日(金)
第 7 8 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (806) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件) (807・808) (西部総合事務所県民局) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (809) (障害福祉課) 3
	都市計画の変更 (810) (景観まちづくり課) 3
	都市計画の変更予定 (811) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第 806 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社やまびこ 代表取締役 小林 健一	鳥取市雲山 221-108	通所介護やまびこ	鳥取市雲山 221-108	通所介護	平成 18 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 807 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 18 年 12 月 18 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 申請のあった年月日
平成 18 年 10 月 18 日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO 法人しんらい
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
進 清次
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町佐陀 227-1
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、経済活動の活性化を促す為に、職業能力の開発に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。
又環境の保全（特に里山）に参画し、高齢者の助言・援助を受け、障害者と一丸になった社会環境の整備に努めることも目的とする。

鳥取県告示第 808 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法

人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 18 年 12 月 25 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成18年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よなご知財活用支援センター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀬古 勲

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生新田三丁目22-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、定年退職者及びUターン者がこれまで蓄積してきた技術と経験を有益な資源として活用し、社会に還元し貢献しようとするものである。心身ともに健全で、生涯現役を目指し県内外の中小企業の発展に役立つための人材活用、理系離れ防止の観点から熟練技術者、またOB教員の教育機関への支援、若者・熟年層に対する有意義な生き甲斐探しに提言・助言を行い、「高齢者＝社会の重荷」との負のイメージを払拭することを目的とする。

鳥取県告示第 809 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社徳吉 薬局 代表取締役 徳吉公司	鳥取市吉成南 町一丁目 27- 9	有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一 丁目 27-9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成 18 年 10 月 1 日
〃	〃	三愛薬局	鳥取市青谷町青谷 4077-24	〃	〃

鳥取県告示第 810 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）において公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路 3・3・7 号米子駅境線
米子境港都市計画道路 3・4・5 号横断道境港線
米子境港都市計画道路 3・5・17 号葭津和田町線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 米子境港都市計画道路 3・3・7 号米子駅境線

変更する部分

米子市葭津字境目及び字跡落

(2) 米子境港都市計画道路 3・4・5 号横断道境港線

変更する部分

米子市流通町、淀江町佐陀字榎田、字上場、字原田、字越前、字五反田、字西海道ノ上及び字西海道ノ下、二本木字土器田中島、字七郎兵衛開ノ一、字古市場、字浜田及び字下海川、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、上福原五丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、両三柳字平八道、字三右衛門道西北、字平左衛門道左右、字代吉郎道西、字代吉郎道左右、字御免地道東、字御免地道西、字御免地道西沖、字新川西、字市庵道西、字幸助道左右、字幸助道西、字治平道左右、字文三郎道西、字弥平道西、字忠次郎道西、字忠次郎道南、字隠居道西、字深池尻中通外、字深池、字三保向ヒ、字山中六郎兵衛屋敷通、字高木灘道西、字山中新川、字文平沖通及び字河崎境、河崎字三柳境沖ノ一、字沖通り、字矢倉灘道西及び字大水落沖、夜見町字新開、字新開一、字砂濱、字砂濱一、字砂濱二、字砂濱三、字砂濱四及び字砂濱五、富益町字新開壺、字新開式、字新開參、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九、字新開拾、字新開拾壺、字新開拾貳及び字新開拾參、和田町字濱田灘東、字二割屋敷東、字上灘屋敷東、字灘中屋敷東、字中屋敷東、字下灘屋敷東、字上松中東、字上大灘東北、字東灘北及び字御崎川尻北並びに大篠津町字上跡落、字東、字東ノ二、字安田、字戎及び字高場、境港市佐斐神町字砂濱ノ(一)、字砂濱ノ(二)、字砂濱ノ(三)及び字砂濱ノ(四)、財ノ木町字上灘及び字中灘、小篠津町字御崎灘、麦垣町字下灘及び字川向前、新屋町の一部、高松町の一部、美保町の一部、竹内町の一部、福定町、中野町、上道町、昭和町並びに岬町並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉

(3) 米子境港都市計画道路 3・5・17 号葭津和田町線

追加する部分

米子市大崎字作兵衛川北葭津境、字作兵工川北紋兵工堀及び字葭津境並びに葭津字境目

変更する部分

米子市大崎字葭津境、葭津字跡落、字狐山、字四捨間割及び字正面通並びに和田町字西美保、字西広場、字東美保、字横道西、字横道東、字元屋敷、字東荒山、字曲り沢、字高稲子、字南高稲子、字堂前、字イガラ沢、字塚灘、字新川、字新川尻及び字上松中東

削除する部分

米子市葭津字北跡落

鳥取県告示第 811 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成 18 年 11 月 10 日から同月 24 日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東

町一丁目 220) 及び倉吉市役所(倉吉市葵町 722) において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成 18 年 11 月 24 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 1・5・1 号福光和田線

倉吉都市計画道路 3・4・10 号倉吉由良線

倉吉都市計画道路 3・5・4 号倉吉森線

倉吉都市計画道路 3・5・20 号和田線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 倉吉都市計画道路 1・5・1 号福光和田線

追加する部分

倉吉市福光字上折口及び字下河原、秋喜字観音堂、字鯨及び字杉ノ元、国府字市道、字道場、字河新田、字向前田、字中ノ郡家及び字鴨川、西福守町字和田々、福守町字穴エゴ、字西荒木及び字乾、不入岡字鴨川、字落ノ上、字堂面、字海田、字鋤先、字東前、字新名原、字芽林及び字大平並びに和田字野畑、字和田境、字西屋敷、字唐人田、字老町田及び字沼

(2) 倉吉都市計画道路 3・4・10 号倉吉由良線

変更する部分

倉吉市新町三丁目、福吉町、金森町、福吉町二丁目、鴨川町、福守町字下屋敷及び字下高見堂並びに和田字中島

削除する部分

倉吉市和田字上畑田及び字野畑並びに不入岡字垣ノ内、字三反田、字東前、字新名原、字東畑、字弥次兵衛、字沢ベリ及び字大平

(3) 倉吉都市計画道路 3・5・4 号倉吉森線

変更する部分

倉吉市河原町字西淀江、福吉町二丁目、西倉吉町字下河原、字中河原、字朝日、字稲荷、字西倉吉、字屋敷及び字中ノ城、秋喜字清水、字清水元、字鯨掘り、字山際、字東九反長、字下山根、字四反長、字長田、字島田前及び字西坂根並びに福光字古屋敷、字上折口及び字下折口

(4) 倉吉都市計画道路 3・5・20 号和田線

追加する部分

倉吉市和田字中島、字上畑田、字下畑田、字菱田、字西ノ馬場、字門前、字西門、字道和寺、字中峰、字寺沢、字清水尻、字老町田及び字沼